

豊中市消費者教育推進計画連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費者教育の推進に関する法律(平成24年8月22日法律第61号)第10条第2項に規定に基づく豊中市消費者教育推進計画(以下「計画」という。)を総合的かつ一体的に推進するため、豊中市消費者教育推進計画連絡会議(以下「連絡会議」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進行管理に関すること。
- (2) 計画に係る施策等に関する情報交換や連携調整に関すること。
- (3) 計画の中間見直し及び改定に関すること
- (4) その他、計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 議長は、市民協働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(実務担当者会議)

第5条 計画に関し、具体的な事業等に関する情報交換及び連携・協働を進めるため、連絡会議に実務担当者会議を置く。

- 2 実務担当者会議は、別表2に掲げる課及び関係機関に所属する者の中から、所属長の推薦を受けたもの及び別表3に掲げる者をもって充てる。
- 3 議長は、市民協働部くらし支援課長の職にある者をもって充てる。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 実務担当者会議は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議及び実務担当者会議の庶務は、市民協働部くらし支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表 1 連絡会議委員

| |
|------------------|
| 市民協働部長 |
| 市民協働部くらし支援課長 |
| 人権政策課長 |
| 都市経営部広報戦略課長 |
| 環境部ゼロカーボンシティ推進課長 |
| 市民協働部コミュニティ政策課長 |
| 福祉部地域共生課長 |
| 福祉部障害福祉課長 |
| 福祉部長寿安心課長 |
| 健康医療部保健安全課長 |
| こども未来部こども政策課長 |
| 教育委員会事務局社会教育課長 |
| 教育委員会事務局学校教育課長 |
| 教育委員会事務局学び育ち支援課 |
| 豊中市社会福祉協議会事務局長 |

別表 2 実務担当者会議委員

| |
|-----------------|
| 市民協働部くらし支援課 |
| 人権政策課 |
| 都市経営部広報戦略課 |
| 環境部ゼロカーボンシティ推進課 |
| 市民協働部コミュニティ政策課 |
| 福祉部地域共生課 |
| 福祉部障害福祉課 |
| 福祉部長寿安心課 |
| 健康医療部保健安全課 |
| こども未来部こども政策課 |
| 教育委員会事務局社会教育課 |
| 教育委員会事務局学校教育課 |
| 教育委員会事務局学び育ち支援課 |
| 豊中市社会福祉協議会 |

別表 3 実務担当者会議委員

| |
|----------------------------|
| 豊中市立小中学校教育研究会中学校技術家庭科研究会代表 |
| 生活情報センターくらしかん登録グループ会員 |